

第8章 返還免除

借受人が次のような状況となった場合、返還免除を受けることができます。返還免除を受けるには、申請が必要です。

1. 返還免除

(1) 返還免除の事由・提出書類

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書に以下の書類を添付の上、申請してください。

返 還 免 除 の 事 由 と 免 除 額 の 範 囲	提 出 書 類
◆ 全額免除	
1. 卒業後、1年以内に就職し、横浜市等 ^{※11} において取得した資格が必要な業務に引き続き5年間従事した	業務従事届
2. 業務に起因する死亡または心身の故障のため業務を継続できなくなった	労働災害の認定を証明する書類 死亡届 死亡の事実を証明する書類 医師の診断書
◆ 全額または一部免除 ^{※12}	
3. 死亡、または障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなった	死亡届 死亡の事実を証明する書類 医師の診断書
4. 長期間所在不明となっている場合等、訓練促進資金を返還させることが困難と認められる場合で、履行期限到来後に返還請求した最初の日から5年以上経過した時	当該事実を証明する書類
◆ 一部免除 ^{※13}	
5. 取得した資格が必要な業務に1年以上従事した	業務従事届 返還計画書

※11 ただし、横浜市に居住している期間内においては、横浜市外で業務に従事した期間についても、当該業務従事期間に算入できます。

※12 これらによる返還免除は、相続人または連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り適用するものです。

※13 これによる返還免除は、本人の責による事由により免職された方、特別な事情なく恣意的に退職した方等には適用致しません。

(2) 業務の従事により返還免除を受ける際の留意事項

- ① 従事期間の開始
取得した資格が必要な業務に従事した期間であり、資格登録の属する月から
- ② 所定の従事期間
5年間
- ③ 「継続して従事」の意味
月と月の間をあけずに従事していること
注) 転職する場合、退職日の属する月の翌月に新たな従事先に入職している必要があります。
注) 月1日以上勤務があれば、当該月は勤務しているとみなします。
- ④ 必要最低労働時間
1週間の所定労働時間が20時間以上（有給休暇含む）
- ⑤ 従事期間に含めることができる休暇等・期間
ア 従事先法人・事業所で定められている休暇等のうち以下に該当するもの

休暇等の種類と期間 ^{※14} （最長）		提 出 書 類 ^{※15}
出産休暇・育児休業	出産休暇に入る月の翌月から出産休暇又は育児休業が終了するまで	休暇等を取得していることを証明する書類、医師の診断書
介護休業	介護休業を開始する月の翌月から介護休業を終了するまで	休業を取得していることを証明する書類
病気休職等	休職等を開始した月の翌月から医師が必要と診断した期間	医師の診断書または休職等を取得していることを証明する書類

※14 各種休暇等に入る日が月の初日である場合は、「休暇等に入る日の属する月から、当該休暇等が終了するまで」の期間とします。

※15 業務従事届に添付し、提出してください。なお、書類は従事先法人または医師が発行したものとしします。

イ 再就職のための求職活動期間

(7) 求職活動期間・提出書類

求職活動の状況と期間（通算）		提出書類
取得した資格が必要な業務に従事したが、一旦離職し、再就職のために求職活動を行っている	1年以内	業務廃止届 求職活動状況報告書※17 その他当該事実を証明する書類

※17 求職活動期間中は、毎月10日までに前月分の求職活動状況を報告する必要があります。

(イ) 求職活動の内容とその証明

上記(7)の提出書類に加え、活動内容により当該証明書類を添付してください。

a 求人への応募

面接日程の通知文、合否決定通知、採用通知等

b 公共職業安定所等が行う職業相談・職業紹介

活動を行ったことを証明する書類、求職活動状況確認票（様式第18号）等

c 職業訓練等を受講

公共職業安定所長が発行した職業訓練受講指示書、職業訓練の修了証等

(ウ) 求職活動を行う際の留意事項

a 求人情報の閲覧のみでは、求職活動と認められません。

b 「公共職業安定所等」とは、公共職業安定所、ハローワーク、地方公共団体、ひとり親サポートよこはまを指します。求職活動を証明するためには上記担当者または就職希望先の担当者の発行する証明書類、または求職活動状況確認票（様式第18号）への担当者印が必要となります。

2. 一部免除を受ける際の留意事項

返還免除の事由5に該当する場合、以下の方法で免除額を算定します。

免除額 = 借入額 × (従事月数 ÷ 60)

「従事月数」が12か月未満の場合は、一部免除の申請ができません。

3. 返還免除申請の手続き

(1) 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書」に上記必要書類を添付し、提出してください。なお、一部免除により返還が生じる場合は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画書」の提出も必要です。

(2) 横浜市社協は申請内容を審査し、その可否を借受人に通知します。